

令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

県や市町村の財政を適正に運営することを目的として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布されました。これにより、地方公共団体では平成19年度決算から財政健全化にかかる各指標の公表が義務づけられ、また、平成20年度決算からは早期健全化基準を超える団体は早期健全化計画、財政再生基準を超える団体は財政健全化計画を策定し、早急に改善に取り組むことが義務づけられました。

財政健全化判断比率とは「実質赤字比率」、「実質連結赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの指標であり、これら4指標と資金不足比率を下表のとおり公表します。

○健全化判断比率

(単位: %)

	蓬田村	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.00	20.00
実質連結赤字比率	—	20.00	30.00
実質公債費比率	5.8	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

(注1) 比率がない場合は、「—」と表記しています。

○資金不足比率

(単位: %)

特別会計名	蓬田村	経営健全化基準
簡易水道特別会計	—	20.00

(注) 資金不足比率がない場合は、「—」と表記しています。

【4指標及び資金不足比率の概要について】

実質赤字比率	一般会計等に係る実質赤字の標準財政規模(※1)に対する比率
実質連結赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模(※1)に対する比率
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金(※2)の標準財政規模(※1)に対する比率(3力年平均の数値)
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模(※1)に対する比率
資金不足比率	各公営企業の資金不足額(赤字額)の事業規模に対する比率

※1 標準財政規模… 地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模であり普通交付税交付額、標準財政収入額等、臨時財政対策債発行可能額を合算したもの

※2 準元利償還金… 公営企業債の元利償還金に対する普通会計からの繰入金、一部事務組合が起こした地方債の元利償還金に対する負担金及び債務負担に基づく支出のうち利子補給に係るもの